

議案第 41 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年5月11日提出

生駒市長 山下 真

専第 2 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成21年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のよ
うに改正する。

第28条第4項中「施行規則第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様
式」を加える。

第32条第1項中「若しくは第2項」を削る。

第44条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得
者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第44条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る
所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっ
ては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削
る。

第44条の5第1項中「（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別
徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した

額)」を削り、同条第2項中「及び同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。））」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。））」を「前条第1項」とあるのは「第44条の5第1項」に改める。

第61条第7項中「施行規則第10条の2の9」を「施行規則第10条の2の10」に改める。

第63条中「法第348条第2項第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

第65条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、

当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第66条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

第101条第2項中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加える。

附則第7条の3第3項中「附則第7条の2第2項」を「附則第7条の3第2項」に改める。

附則第10条第2項第2号中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第12条中「、第15条の3又は第39条第5項」を「又は第15条の3」に、「、第15条の3若しくは第39条第5項」を「若しくは第15条の3」に改める。

附則第12条の2第4項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第7項中「施行規則附則第7条第7項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改める。

附則第12条の3を削る。

附則第13条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の2の見出しを「（平成22年度又は平成23年度における土

地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第13条の2の2を削る。

附則第13条の3（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の4中「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第14条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第16条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第16条の2を削り、附則第16条の2の2を附則第16条の2とし、附則第16条の2の3を削る。

附則第16条の5第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第19条第3項第2号中「第25条第1項前段」を「第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第20条第3項第2号中「第25条第1項前段」を「第25条第1項中

「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第22条第5項第2号中「第25条第1項前段」を「第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第23条第2項第2号中「第25条第1項前段」を「第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第25条第2項第2号中「第25条第1項前段」を「第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第25条の3第2項第2号中「第25条第1項前段」を「第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第5項第2号中「第25条第1項前段」を「第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

第2条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

附則第12条の2第8項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「施行規則附則第7条第2項各号」を「施行規則附則第7条第3項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適

用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び次条第3項の規定は、同年6月4日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の生駒市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第4項の規定は、平成21年4月1日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された第1条の規定による改正前の生駒市税条例附則第12条の2第4項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の生駒市税条例附則第12条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課す

べき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。